

生徒・保護者の皆様へ

## 【県からの連絡】

### 臨時休業中における生徒の自主的な活動の考え方の 徹底について（依頼）

新型コロナウイルス感染症により臨時休業が続く中、山梨県教育委員会から『生徒の自主的な活動に関して』下記の点を周知するよう指示がありました。

確認の上、保護者の皆様におかれましては、ご理解・ご協力をよろしくお願いいたします。

#### 臨時休業中における生徒の自主的な活動に関する考え方

- 新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点が最優先であること
- 生徒の自主的な活動は、各家庭の指導のもと実施されること
- 生徒の自主的な活動中の怪我等は、日本スポーツ振興センター法  
施行規則の補償対象外であること

※部活等の再開が見通せない中、自発的・自主的に練習に取り組もうとしている生徒もいると思いますが、臨時休業中の怪我に関しては日本スポーツ振興センターからの補償は受けられません。自発的・自主的な活動を行う際には、無理をせず怪我の無いよう取り組んでください。